



# トラック広報



## トピックス

- ◎ 夏の交通安全県民運動
- ◎ 令和7年度助成事業
- ◎ 引越基本講習
- ◎ 引越管理者講習

**(公社)長崎県トラック協会**

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



1. 令和7年夏の交通安全県民運動について	1
2. 行政だより	
○ トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について（要請）	4
○ 令和7年賃金引上げ等の実態に関する調査の実施についての協力依頼について	7
○ トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会	8
○ 外国人材の採用・定着をトータルサポート！～長崎県の相談窓口・セミナー等のご案内～	9
○ 働きやすい職場づくりのセミナー等に県から専門講師を派遣します	10
○ 育児休業取得促進アドバイザー派遣	11
○ あなたは知ってる？電波のルールー総務省九州総合通信局からのお知らせですー	13
3. 全ト協だより	
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	14
○ 軽油価格の調査結果（4月分）	15
4. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	16
5. 協会だより	
○ 令和7年度定時総会の開催状況について	18
○ 令和7年度（第63回）長崎県総合防災訓練に参加！	21
○ 令和7年度助成事業について	22
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	24
○ 引越基本講習の開催について	28
○ 引越管理者講習の開催について	30
6. 部会だより	
○ 令和7年度食料品部会通常総会の開催状況について	32
○ 令和7年度青年部新成会通常総会の開催状況について	33
○ 令和7年度引越専門部会定期総会の開催状況について	34
○ 令和7年度重量部会通常総会の開催状況について	35
○ 令和7年度女性部会定期総会の開催状況について	36
7. ドライバー体験記 ～加害者でも被害者でも残された家族～	37
8. 陸災防だより	
○ 技能講習のお知らせ	38
○ 陸運と安全衛生	39
9. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	50
10. 諫早T・Sのご案内	52

表紙写真：郷ノ浦祇園山笠（ごうのうらぎおんやまがさ）長崎県壱岐市郷ノ浦町  
地元では「ぎおんさん」と呼ばれる壱岐市最大の夏祭り。元居の八坂神社に疫病退散の祈願のため山笠を奉納したのがはじまりで270年以上の歴史がある。時代とともに五穀豊穡、商売繁盛、大漁祈願、家内安全などさまざまな願い事がこめられるようになった。唄子の「オッセ、オッセ」の掛け声によって郷ノ浦町内を練り歩く。石段を駆け上がる難所が見どころ。

# 令和7年 夏の交通安全週間

実施  
期間

7月12日(土) ▶ 7月18日(金)



交通安全啓発図画コンクール最優秀作品(令和6年度県知事賞)

長崎県立大村高等学校2年(当時)

広瀬 海音さんの作品

## 重点

- 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 飲酒運転等の悪質危険な運転の根絶

特別  
広報

「横断歩道『止まらば運動』」及び「安全横断『手のひら運動』」の推進

長崎県・長崎県警察・長崎県教育委員会・市町

## 令和7年度 長崎県交通安全県民運動実施計画

### Ⅰ 期間・期日を定めて行う運動等

#### (1) 交通安全運動、交通安全週間

##### 春の全国交通安全運動

- 期間  
4月6日(日)～4月15日(火)
- 重点等  
新入学児童の交通事故防止を主として、中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

##### 夏の交通安全週間

- 期間  
7月12日(土)～7月18日(金)
- 実施要領  
広報を主体とする呼び掛けと児童生徒を交通事故から守るための交通安全指導を推進する。

##### 秋の全国交通安全運動

- 期間  
9月21日(日)～9月30日(火)
- 重点等  
中央交通安全対策会議の決定に基づき重点事項を決定し推進する。

##### 年末の交通安全県民運動

- 期間  
12月15日(月)～12月24日(水)
- 重点等  
飲酒運転の根絶を主として、交通情勢に応じて重点事項を決定し推進する。

#### (2) 「交通事故死ゼロ」を目指す日

##### 交通事故死ゼロを目指す日

- 指定日 4月10日(木)、9月30日(火)
- 全国交通安全運動期間中に、交通事故防止に対する県民の意識を最大限に高めて、交通事故による死者を発生させないことを目指す。

#### (3) 自転車月間、自転車の日

- 期間等 【自転車月間 5月(1日～31日)】【自転車の日 5月5日】
- 自転車安全利用の推進  
子供から高齢者まで手軽に利用できる自転車が関係する交通事故を防止するため、自転車安全利用五則を周知啓発する。

##### 自転車安全利用五則

【令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通安全対策本部決定】

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
  - 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
  - 3 夜間はライトを点灯
  - 4 飲酒運転は禁止
  - 5 ヘルメットを着用
- 自転車の損害賠償責任保険等への加入促進

(4) その他の取組

**「横断歩道「止まらば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進(通年)**

信号機のない横断歩道での交通事故を抑止するため、運転者に対する「横断歩道「止まらば運動」」及び歩行者に対する「安全横断「手のひら運動」」を推進し、双方の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。

**交通死亡事故多発警報**

県内全域で10日間以内に6件以上、県内の市町6ブロックで10日間に4件以上の交通死亡事故が発生したときに、長崎県交通安全推進県民協議会会長(知事)は「交通死亡事故多発警報」を発令し、市町、警察、関係機関・団体が協力して総合的かつ集中的に交通事故防止対策を推進し、交通死亡事故の抑止を図る。

**2 日常の取組**

「長崎県民交通安全推進要綱」に基づき、県民ひとりひとり、家庭、職場、関係機関・団体が、それぞれの立場で交通安全を実現するための取組を定めて実践する。

また、県民自身の自主的な推進を円滑にするため、長崎県交通安全推進県民協議会の構成員は、あらゆる機会を通じて、交通安全の推進を県民に働き掛ける。

**具体的推進内容**

1 交通安全の日

毎月20日を「交通安全の日」とし、下記3に示す具体的推進事項を基に、時勢に応じて、重点的に推進する。

2 交通安全の日に取り組むべき事項

- (1) 早朝等における幼児、児童生徒、高齢者の横断歩道等横断時の保護誘導
- (2) 職場等における交通安全のための自主的活動
- (3) その他交通安全実現に向けた活動

3 具体的推進事項

- (1) 子供と高齢者の交通安全
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 脇見・ぼんやり・ながら運転の防止
- (4) シートベルト・チャイルドシートの着用徹底
- (5) 二輪車の交通安全
- (6) 暴走行為の根絶
- (7) 夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯

**3 運動の推進要領**

各推進機関・団体は、相互に連携を密にして、各季の交通安全運動、交通安全週間や日常の取組を、それぞれの組織の特性や実態に応じて積極的に推進し、これらの運動等が真に県民一体の運動として効果を高めるように努める。

**4 令和7年 長崎県交通安全年間スローガン**

**守ろう交通ルール 高めよう交通マナー**

## トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について(要請)

標記の件について、全ト協より周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

国自貨第12号

令和7年4月8日

公益社団法人

全日本トラック協会

会長 坂本 克己 殿

国土交通大臣

中野 洋昌

### トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について (要請)

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」ができるか、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが、必要不可欠です。

また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる、極めて重要な課題であります。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。

こうした中で、令和7年1月16日に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理より指示がありました。

また、1月24日に開催された第7回「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、1月16日の車座における総理指示を具体化するため、関係省庁から所管業界に対して以下6点について要請を行うよう、青木内閣官房副長官から指示がありました。

つきましては、3月14日に開催されましたトラックドライバー等との車座におきましても、石破総理より「果敢な価格交渉と、確実な賃上げ」を要請したとおり、貴協会におかれましては、改正物流法に基づく取引適正化に関する取組を確実に実施していただくほか、業界内部での確実な賃上げと荷

主等への果敢な価格交渉を行っていただくよう、本要請文を傘下会員へ周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いたしますよう、お願い申し上げます。

また、貴協会から周知・依頼を受けた個々の事業者におかれましては、経営幹部の方から、現場の担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号））違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第4条及び同法第3条等の規定に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」<sup>1</sup>を活用し、下請法違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出ることにも検討すること。

### 2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

現在検討中の下請法の改正案<sup>2</sup>において

- ・対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
  - ・対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること
  - ・対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加すること
  - ・従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加すること
- 等を新たに措置することが検討されている。

本改正案は成立していないものの、これら新たに規制が検討されている行為等は法規制の有無にかかわらず速やかに是正されることが重要であり、改正案の成立・施行を待つのではなく、各業界・企業に対して周知するとともに、取引適正化の観点で各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

### 3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を、不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。にもかかわらず、「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」等との言い分により、受注者に不利益・不合理でありながら「染みついた商慣習」も存在する。

例えば、「本来の債務とは別途の、無償サービスの提供要請」や、「メリットの不明確な協賛金・会費等の徴収」、「根拠・説明なき代金の減額（歩引き）」、「代金支払に伴う手数料等の受注者負担」な

<sup>1</sup> 「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」（公正取引委員会、平成20年12月17日公表）[https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

<sup>2</sup> 「下請法改正の検討状況及び現行制度下での取組」（公正取引委員会、令和7年1月24日公表）[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku\\_kojyo/katsuryoku\\_kojyo\\_wg/dai7/siryoku4.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai7/siryoku4.pdf)

どが該当する。更に、「製品在庫、型の保管費用等を受注者が負担」、「製品の知的財産を、発注者が無償で取得」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担については、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に当たると整理される方針である。加えて、製造委託において不良品が発生した場合、不良の是正に要した費用を、原因の所在にかかわらず、一方的に代金から相殺する行為は、下請法上の違反行為となり得る旨を明確化する方針である。<sup>3</sup>

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・企業に周知するとともに、②改善すべき商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

#### 4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、

- (1) 直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。
- (2) また、更に先への価格転嫁の予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

#### 5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界におかれては、その遵守を推進すること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。なお、未策定の業界におかれては、自主行動計画の策定について検討を行うこと。

#### 6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「指針」という。）」の遵守徹底など

「指針」に示された行動指針を遵守すること。具体的には、

- (1) 発注企業におかれては、「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注者に対しても、価格交渉を行うよう促すこと。その際、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がなされるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること。
- (2) 受注者におかれては、「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。等

以上

<sup>3</sup> 「企業取引研究会 報告書」（企業取引研究会、令和6年12月公表）  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225\\_kigyotorihiki\\_1.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225_kigyotorihiki_1.pdf)

# 令和7年賃金引上げ等の 実態に関する調査の実施についての 協力依頼について

標記の件について、厚生労働省より全ト協を通じて協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

**「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。**

厚生労働省

厚生労働省では、「令和7年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業から産業別及び企業規模別に選定した約3,600企業を対象とし、1月から12月までの1年間の労働者の賃金改定状況について毎年調査しているものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※調査に御回答いただける企業数が減少傾向にあります。調査精度を維持するためにもぜひとも御理解・御協力のほど、よろしく願いいたします。



国土交通省トラック荷主特別対策室主催

# トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第24回】開催

開催日時：令和7年7月28日(月) 10:00,15:00 (同日2回開催)

## 事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由  
(トラック事業者に対して)今收受している運賃は標準的運賃の何割？  
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用  
二次元バーコード

### (ご提供している情報(一部))

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
  - ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
  - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

## (今月のNEWS) 下請法改正！ 改正の主なポイント

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(以下「改正法」)  
〔令和8年1月1日施行〕

【用語の見直し】「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。

### 【規制内容の追加】

- (1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止  
〔価格据え置き取引への対応〕
  - 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。
- (2) 手形払等の禁止
  - 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段(電子記録債権・ファクタリング)も併せて禁止。



### 【規制対象の追加】

- (3) 運送委託の対象取引への追加〔物流問題への対応〕
  - 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。
- (4) 従業員基準の追加〔適用基準の追加〕
  - 従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。



### 【下請法適用基準例】

従前	改正法
資本金3億円超	資本金3億円以下(※100人)
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(※100人)
従業員300人超	従業員300人以下(※100人)

### 【執行の強化等】

- (5) 面的執行の強化
  - 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。



トラック・物流Gメン(国土交通省)の役割に改正法に基づく指導・助言が追加。  
トラック・物流Gメンへの情報提供を理由にした  
転注・減注等報復措置を改正法で禁止。

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。

(例) “いつも荷待ちをさせられる”, “こんな作業までさせられている”, “運賃交渉に応じない”



目安箱  
投稿用  
二次元  
バーコード

# 外国人材の採用・定着をトータルサポート！ ～長崎県の相談窓口・セミナー等のご案内～

外国人材の採用は、人手不足解消だけでなく、企業の体制強化にもつながります  
相談窓口・補助制度・セミナー等により、企業の皆様の外国人材の採用から定着までを支援します

## 主な支援内容

### ■外国人材受入総合相談窓口（無料）

専門スタッフが、採用・在留資格・受入環境などのお悩みに対応します。お気軽にご相談ください

- ・相談内容に応じて、行政書士などのアドバイザーを派遣
- ・企業の留学生求人情報を大学・短大・高専・専門学校・日本語学校の留学生へ提供
- ・外国人材が入居可能な住宅情報を提供

※窓口は7月開設予定。県HP等でお知らせします

### ■外国人材受入・定着促進補助金

- ・補助対象者：長崎市、佐世保市及び雲仙市の企業
- ・補助対象経費：

- ①就業規則、社内掲示物等の多言語化、エアコン・自転車等の備品購入など
- ②文化等体験・地域との交流活動

※詳細は各市へお尋ねください。



### ■ Bangladesh IT人材受入れ

#### ベトナム人材（技能実習）受入れ

隠れたIT大国・Bangladesh  
からIT人材を受入れ

ベトナムクアンナム省との覚書  
により、技能実習生等を受入れ



### ■外国人材スキルアップ支援補助金

- ・補助対象者：県内企業等
- ・補助対象経費：日本語教育・技能講習にかかる費用（講師謝金、教材費等）
- ・補助率：2 / 3
- ・補助上限額：10万円



## セミナー等

### 外国人材の受入れや定着に向けて ～各種セミナーや県内留学生との交流会などを開催～

月	セミナー等
6月25日	異文化理解促進セミナー①（宗教や文化への理解を深めます）
8月	外国人材受入促進セミナー①（制度説明等）
9月	県内企業、監理団体、送出機関とのマッチング会（監理団体や送出機関から直接話を聞く機会）
9月	Bangladesh IT人材受入れセミナー
10月	県内企業と留学生の交流会①（企業と留学生の相互理解を図ります）
令和8年1月	異文化理解促進セミナー② / 県内企業と留学生の交流会②
2月	外国人材受入促進セミナー②（制度説明等）
2月	優良企業見学会（現場を見て受入事例を学びます）

※日程や名称・内容は変更になる場合があります

## 【お問合せ】

長崎県産業労働部  
未来人材課 外国人材対策担当  
TEL 095-895-2733

支援制度の詳細や今後のセミナー等は  
県のホームページでご確認ください

長崎県 外国人材の受入促進 検索



# 働きやすい職場づくりのセミナー等に 県から専門講師を派遣します



商工会や業界団体の皆様、  
会員等企業の管理職や経営者向けに  
セミナー・講演会を実施しませんか？

最近、以前にも増して人材確保の相談が多く来ていませんか？  
売り手市場の現在、採用においても、定着においても、  
重要なのが「働きやすい職場」であること。

しかし、従業員の背景や価値観はそれぞれ...。  
では、誰もが「働きやすい職場」はどうすれば実現できるのか...。

—経営者が先頭を切って、導くことが何よりの近道だと思いませんか？

働きやすい職場づくりをテーマに開催される  
経営者向けセミナーに、専門的な知識を持ち、  
全国的な経験がある外部講師を派遣します。

日時や内容、開催方法などを  
概ね2ヶ月前までにご相談ください。  
(申込期限：令和8年1月30日(金)まで)

ご相談先：雇用労働政策課 労政福祉班  
メールアドレス：s05460@pref.nagasaki.lg.jp  
事業名：「働きやすい職場づくり」経営者向けセミナー講師派遣

お問い  
合わせ



産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
TEL：095-895-2714 FAX：095-895-2582



考えなくてはならないことだらけの職場を、誰もが働きやすい職場へ！

## 育児休業取得促進 アドバイザー派遣

対象：県内事業所

1回あたり2時間程度（最大3回）

相談料：無料

就業規則の改正、男性育児休業促進、女性の活躍推進、  
仕事と介護の両立……

近年、仕事について様々な言葉が飛び交うようになりました。  
時代に合った職場づくりをしていくことは、人材確保の一環として大切です。



しかし、自社で対応するには「制度が難しい」  
「業務が忙しい」「専門家に頼むと費用がかかる」など、  
考え込んでしまったり、後回しにしてしまったり……。  
例えばこんなお悩みはありませんか？

「育児・介護休業の取得を促進したい」「就業規則に問題がないか不安」  
「規程は整備してるけど理解できていない…」  
「助成金が分かりにくい」  
「『Nぴか』『くるみん』などの認証を受けるには何からしたらいいのか？」

アドバイザーとの個別相談で、誰もが働きやすい職場へ！

- 就業規則なら社会保険労務士、業務改善なら中小企業診断士、  
介護離職予防ならワークサポートケアマネジャー（※）など  
ニーズに合ったアドバイザーに相談できます！
- 育休はもちろんのこと、仕事と介護の両立など、様々な職場  
環境の整備に活用できます！

※社員等が家族等の介護をしながら働けるよう事業者をサポートする、  
介護と労務関連法令両面の知識を持った専門職

申込フォームへ入力  
または  
裏面の申込書を提出



審査  
派遣決定

アドバイザーを派遣し  
職場環境に関する支援を実施

※ 申込期限：令和8年1月30日（金）まで（予算に達し次第、受付終了）

お問い  
合わせ



産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
TEL：095-895-2714 FAX：095-895-2582



## 長崎県育児休業取得促進アドバイザー派遣申込書

令和 年 月 日

長崎県産業労働部  
雇用労働政策課長 様

長崎県育児休業取得促進アドバイザーの派遣を、下記により申し込みます。

## 記

企業名				
代表者名				
住所	〒			
業種		従業員数 (うちパート タイム労働者数)	男	( 人 )
担当者氏名			女	( 人 )
電話番号			計	( 人 )
派遣申込内容				
相談したい内容 (右の項目から該当するもの 全てを○で囲んでください)	1 就業規則、育児・介護休業規程に関すること (未作成・改正) (どちらかを○で囲んでください) 2 育児休業等に関する各種助成金に関すること 3 仕事と介護の両立に関すること 4 社内研修会等の実施に関すること 5 職場環境整備に関すること (Nぴかの申請を含む)			
上記のうち、 相談したい内容を具体的に 記載してください				
派遣時の県担当者同席	可 ・ 不可			
※顧問契約の社労士・診断士等がいる場合、契約と重複していない内容についてのみ派遣可能※				
顧問契約社労士・診断士の有無 及び、本申込への事前承諾	顧問契約者なし ・ 顧問契約者に確認済み			

※代表者名は、事業主又は支店長、営業所長等名等で記入してください。  
 ※訪問日については、日程調整させていただきます。  
 ※派遣申請内容は事前にアドバイザーに開示させていただきます。

FAX:095-895-2582  
 長崎県産業労働部雇用労働政策課 宛て

# あなたは知ってる？電波のルール

—総務省九州総合通信局からのお知らせです—

総務省九州総合通信局では、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、警察や消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のライフラインに使われています。電波の不正利用は社会生活に混乱を招く恐れがあります。私たちの暮らしの安心・安全のために電波はルールを守って正しく使いましょう！

電波の不正利用は、電波法違反、犯罪です。電波法には罰則があります。不法無線局を開設・運用すると1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金、不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は5年以下の拘禁刑又は250万円以下の罰金に処せられます。

## [電波の3つのルール]

### ①無線機器の使用の際は「技適マーク」㊦の確認を

「技適マーク」は、国内で使用できる無線機器のほとんどに表示されています。無線機器の購入・使用の際には、十分ご注意ください。

### ②外国規格の無線機器にはご注意ください

近年、インターネット等で外国規格の無線機器が販売されています。これらの無線機器の多くは日本の電波法令に合致していないため、国内では使用できない場合があります。外国規格の無線機器を使用するとほかの無線局等に妨害を与えるおそれがあるため、仕様や技適マークを確認して購入してください。

### ③電波の利用には、原則、免許が必要です

無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。また無線局の運用には、免許状の掲示や無線従事者免許証の携帯など細かなルールがあります。

特に以下の事項にご注意ください。

## ※ご注意ください

○アマチュア無線は仕事に使えません。アマチュア無線を使用する場合はルールを守って運用してください。

○無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。

—問合せ先—

### ■総務省九州総合通信局

HP <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>

○不法無線局、混信・妨害……TEL:096-312-8252 (受付)

○受信障害(テレビ・ラジオ)……TEL:096-326-7873

○電波利用料……TEL:096-326-7843

○その他行政相談……TEL:096-326-7819

電波のことなら  
九州総合通信局へ



デンパ君

## 全ト協だより

# 近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和7年6月10日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

### 記

#### 1. 貸付利率

期 間	現 行 (改定前)	改定後
1年以上～3年以内	2.05%	2.25%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

#### 2. 実施日

令和7年6月10日



# 軽油価格の調査結果（4月分）

4月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

## 1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		134.20	125.24	136.45
全国(沖縄除)		133.08	124.52	134.04

## 2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		135.31	124.58	138.60
出光昭和シェル		138.87	125.32	133.94
キグナス				
コスモ		131.00	122.80	143.45
その他		127.80	126.38	135.77

## 3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		135.04	125.19	138.12
30～50キロ リットル未満		124.50	124.43	127.15
50～100キロ リットル未満		123.79	126.72	124.10
100キロ リットル以上			125.64	125.22

## 4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		137.27	127.01	131.73
30～60日未満		132.22	125.28	137.26
60日以上		145.37	122.70	124.10

## 5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024年12月		126.59	116.97	129.18
2025年1月		131.94	121.18	132.32
2025年2月		132.57	122.01	133.01
2025年3月		134.96	124.51	135.17
2025年4月		134.20	125.24	136.45

※消費税抜きの価格

## 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和7年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。  
インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

### 【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法) 自動車事故対策機構 (ナスバ) 長崎支所 TEL: 095-821-8853

インターネット予約 <https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL: 093-293-2359 FAX: 093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunsunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL: 0959-27-0136 FAX: 0959-27-1778

インターネット予約 [http://www.shinsaikai.com/class\\_unkan.html](http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html)

**※申込用紙は、各実施機関のホームページよりダウンロードしてください。**

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

### 【受講手数料】

基礎講習: 8,900円

一般講習: 3,200円 (協会会員は、全額助成金が適用されます。)

**※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング (eナスバ)」は、助成金の対象外となります。**

講習開始後の返金はできません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

**【持ってくるもの】** ※今年度より、修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります。

運行管理者講習手帳 (講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm × 横2.4cm」※サイズ厳守) ※おんがDSのみ筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書 (※自動車事故対策機構、おんが自動車学校)

**【受付時間及び講習時間】** ※講師等の都合により時間が変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
おんが自動車学校	9:00~9:30	基礎講習	1日目	10:00~17:00 ※9:30~オリエンテーション
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:30
		一般講習	9:30~16:00	
新西海自動車学校	9:30~10:00	基礎講習	1日目	10:00~17:00
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:00
		一般講習	10:00~16:00	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

### 1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月28日(水)~5月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月11日(水)~6月13日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第3回	6月17日(火)~6月19日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第4回	7月1日(火)~7月3日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月11日(火)~11月13日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月2日(火)~12月4日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	【予定】12月10日(水)~12月12日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

2. 一般講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催	
第1回	5月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第2回	6月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第3回	6月26日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第4回	6月27日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校	
第5回	7月3日(木)	佐世保市「アルカスSASEBO 3階 会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第6回	7月10日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第7回	7月11日(金)	長崎市「長崎市民会館 大会議室」	50名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第8回	7月24日(木)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校	
第9回	8月1日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第10回	8月23日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第11回	8月28日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第12回	9月3日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第13回	9月11日(木)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第14回	9月29日(月)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第15回	10月9日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第16回	10月22日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第17回	10月26日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校	
第18回	11月6日(木)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第19回	11月22日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第20回	12月5日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第21回	12月11日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校	
第22回	1月15日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第23回	1月21日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第24回	1月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第25回	3月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナ斯巴長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式



## 令和7年度定時総会の開催状況

(公社)長崎県トラック協会は、6月16日(月)午後3時から長崎市大黒町「ホテルニュー長崎」において会員411名(内委任状354名)が出席し、令和7年度定時総会を開催しました。

総会は、定足数の報告で始まり、全ト協会長表彰「感謝状(1名)、表彰状(8名)」、「正しい運転・明るい輸送運動(2事業所2名と1事業所)」、「優秀運転者表彰(46名)」、県ト協会長表彰「永年勤続表彰(69名)」を行ったのち、議長に馬場会長を選出し議事に入り、上程された次の議案

第1号議案 令和6年度会務及び事業報告について

第2号議案 令和6年度決算報告について

(貸借対照表・正味財産増減計算書・財務諸表に対する注記、財産目録)

について審議され、いずれも原案通り承認されました。

第1号報告 令和7年度事業計画について

第2号報告 令和7年度収支予算について

報告を行った後、

第3号議案 役員改選について 各支部より推薦があった理事候補者35名(うち新任7名)について審議され、原案通り承認されました。

その後、新理事による理事会が開催され会長、副会長、常勤理事の選任が行われた結果、下記の理事の就任が報告されました。

会 長 馬場 邦彦 幸運トラック(株) (再任)

副 会 長 塚本 敏 製缶陸運(株) (再任)

副 会 長 永野 貞光 (有)有馬運送 (再任)

副 会 長 筒井 琢磨 (株)光葉産業運輸 (再任)

常務理事 山田 伸一 協会本部 (再任)

なお、早石 朝廣(長崎運送(株))、北村 修(株)大西海)、松本 みか(株)ミラージュ)、坂井 成光(五島運輸(株))、高司 昭典(巖原砕石(株))、宮原 和明(長崎総合科学大学名誉教授)の6名が理事、村上 徳正(新東陸運(株))が監事として新たに就任された。

その後挨拶が行われ、総会を終了しました。

本総会に続いて開催された陸災防長崎県支部通常総会の終了後、来賓の臨場をいただき、

九州運輸局長崎運輸支局長 大上 圭 様(代理鶴田忠輝次長)

長崎労働局長 倉永 圭介 様

長崎県地域振興部長 渡辺 大祐 様(代理熊亮太主任主事)

長崎県警察本部交通部長 田川 佳幸 様

それぞれのお立場からの祝辞をいただきました。

このほか、ご出席いただいた来賓の皆様のご紹介後に開催された懇談会は談笑する場面も多くみられ終始和やかな雰囲気の中、盛会裏に終わりました。



馬場会長



鶴田長崎運輸局次長



倉永長崎労働局長



熊本交通政策課主任主事



田川県警交通部長



表彰風景



総会風景

# 役員名簿

(公社) 長崎県トラック協会

支 部 名	会 社 名	氏 名	常勤・非常勤	
会 長	幸 運 ト ラ ッ ク (株)	馬 場 邦 彦	非常勤	
副 会 長	製 缶 陸 運 (株)	塚 本 敏	非常勤	
	(有) 有 馬 運 送	永 野 貞 光	非常勤	
常 務 理 事	(株) 光 葉 産 業 運 輸	筒 井 琢 磨	非常勤	
	(公社) 長崎県トラック協会	山 田 伸 一	常 勤	
理 事	(株) 井 石	井 石 八 千 代	非常勤	
	日 本 通 運 (株) 長 崎 支 店	平 田 純 一 郎	非常勤	
	茂 木 運 輸 (株)	山 口 新 吉	非常勤	
	後 藤 ロ ジ テ ッ ク (株)	牧 文 春	非常勤	
	長 崎	松 藤 商 事 (株)	松 藤 章 喜	非常勤
		長 崎 運 送 (株)	早 石 朝 廣	非常勤
		(株) 丸 野	野 上 龍 彦	非常勤
		塩 塚 総 合 商 事 (株)	塩 塚 敬	非常勤
		(株) 大 西 海	北 村 修	非常勤
	長 崎 路 線	長 崎 ダ イ キ ュ ー 運 輸 (株)	田 川 和 美	非常勤
	諫 早	(有) 本 田 産 業	本 田 高 大	非常勤
		長 崎 丸 善 運 輸 (株)	山 口 健	非常勤
		西 海 運 輸 (株)	早 田 仁 民	非常勤
	島 原	(有) 林 田 運 送	林 田 正 剛	非常勤
		(株) 松 尾 総 業 運 輸	松 尾 康 平	非常勤
		(有) 岡 本 商 事 運 輸	岡 本 圭 一	非常勤
	大 村	(株) 村 里 運 輸	村 里 宏 治	非常勤
	東 彼	相 互 交 通 (株)	有 福 正 将	非常勤
	佐 世 保	(株) エ ム ア イ 興 産	池 田 正 喜	非常勤
		大 野 運 送 (株)	稲 吉 修	非常勤
(株) 深 町 組		菅 博 子	非常勤	
(株) ミ ラ ー ジ ュ		松 本 み か	非常勤	
佐世保路線	佐世保ダイキユー運輸(株)	清 原 伸 久	非常勤	
北 松	平 戸 急 送 (有)	椿 山 修 一	非常勤	
	北 松 通 運 (株)	柳 本 智 規	非常勤	
上 五 島	上 五 島 運 輸 (株)	近 藤 恭 之	非常勤	
下 五 島	五 島 運 輸 (株)	坂 井 成 光	非常勤	
壱 岐	壱 岐 通 運 (株)	米 村 誠 晃	非常勤	
対 馬	巖 原 砕 石 (株)	高 司 昭 典	非常勤	
外 部	長崎総合科学大学名誉教授	宮 原 和 明	非常勤	
監 事	県 南	田 栗 運 送 (資)	田 栗 義 宏	非常勤
	県 北	新 東 陸 運 (株)	村 上 徳 正	非常勤
	外 部	(一社) 長崎県自動車協会	永 松 義 昭	非常勤

理事 35名  
監事 3名

(令和7年6月16日)

## 令和7年度（第63回）長崎県総合防災訓練に参加！

令和7年度長崎県総合防災訓練が5月30日(金)～5月31日(土)に開催され、人員・物資輸送訓練と避難所設置運営訓練を五島市会場（長崎県庁、長崎空港、福江空港、中央公園市民体育館）で行い、実働訓練を新上五島町会場（青方港）で行われました。

訓練は、「5月28日から5月30日にかけて断続的に雨が続き、五島列島においては土壌雨量指数が高い状態となっている。さらに5月31日8時00分、五島灘を震源とするM7.2の地震が発生し、新上五島町においては家屋倒壊等による要救出者が多数発生しており、一部の集落については、がけ崩れに伴う道路の寸断及び橋の損害により孤立した可能性がある。また、五島市においては地震によって停電及び停電に伴う通信途絶地区が発生しており、被害情報は不明である。長崎県及び関係市町は、直ちに被害対策本部を設置し、防災関係機関に出動を要請するとともに、被害者救助活動及び災害復旧作業等、災害対策に万全な体制を整えた」との想定により、大石知事をはじめ、長崎県、五島市、新上五島町が主催し、49機関約450名が参加し実施されました。

当協会は、県ト協職員4名が、(株)丸野の車両協力を得て、『緊急物資輸送』の横断幕を張ったトラックに、長崎県が備蓄している防災飲料水等を県庁からトラックに積載し、長崎空港まで輸送。その後、滑走路内にて海上自衛隊第61航空隊「C-130R」に緊急物資を積み替え、福江空港まで「C-130R」が輸送する救援物資輸送訓練を行いました。



7/1(火)より受付を開始します。長崎県トラック協会 HP にて、申請様式がダウンロード可能です。  
 なお、4/1以降導入（取得）分は、7月中に申請してください。

## 令和7年度助成事業について

### 1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。（健康診断受診促進助成事業を除く）  
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(火)～12/19(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/30(金)**まで  
**実績報告期限：2/20(金)** ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(木)**まで  
3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

### 2. 助成事業一覧

助成事業	概要	
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。（国補助金との併用は不可）
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2（上限5千円/台） 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2（上限1万円/台）
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。（国補助金との併用は不可）
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方衝突監視警報装置 ③アルコールインターロック ④I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器
	助成金額	①③④：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ②機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑤取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む) (上限10万円)
その他条件等	*②は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 *②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 *④は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 *⑤は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑥は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台	
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	対象機器・装置	全ての機器が対象 *協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2（上限2万円/台）
その他条件等	*Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 *来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します	
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1（上限5万円/台）
SASスクリーニング検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和7.7.1～令和7.12.19 実績報告期限：令和8.2.20
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額（上限2,500円/人）
安全運転研修 (ドライバー等 安全教育訓練 促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育（研修）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費（宿泊費等含）の全額又は一部及び交通費（離島地区外5千円、離島地区1万円） ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修（1泊2日）：55,440円（受講料の全額）+交通費 ②一般・初任ドライバー研修（2泊3日）：53,900円（受講料77,000円の7割）+交通費 ⇒全協特別研修 ③添乗・指導管理者研修（2泊3日）：53,900円（受講料77,000円の7割）+交通費 ⇒全協特別研修 *受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 *②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成（77,000円）
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
初任運転者 特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育（初任）の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
高齢運転者 安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 *適齢診断を受診することが出来ます。 *講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで

助成事業		概要
健康診断 受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.2.20 ※令和 7 年 4 月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の 1. 2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 1,500 円
安全性評価事業 認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から 2 週間以内
運転記録証明書 取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	助成上限	当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
	助成金額	運転者 1 名につき 670 円
適性診断 （特定）	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800 円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 （一般）	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成上限	1 台まで
	助成金額	指定機器 1 台につき 20 万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 * 令和 6.4.1～令和 7.2.21 までに導入（支払）が完了するもの
	助成上限	1 事業者 1 両まで
	助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ※お問合せ下さい。
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円（全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協）
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 7 万円、更新 5 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	保証料の 1/2（県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限 20 万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.1.30 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	準中型新規：4 万円、準中型限定解除：2 万 5 千円、特例教習：受講費用（税抜）の 1/3（上限 10 万円）、 大型・中型・けん引：取得費用（税抜）の 1/2（上限：大型 15 万円、中型・けん引 10 万円） フォークリフト：31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円
	その他条件等	協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）
中小企業大 学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大 学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	受講料の 2/3（県ト協 1/3・全ト協 1/3）
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 3 万円、継続 2 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者 1 名につき 3,200 円

## 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和7年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申し込みについては直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

### ◆適性診断（初任・適齢） \*開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月, 3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

### ◆初任運転者向け

#### ・初任運転者特別指導講習会 \*開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

#### ・安全運転研修（初任運転者コース） \*開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### ◆高齢運転者向け

#### ・高齢運転者安全運転研修 \*開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

### ◆一般運転者向け

#### ・安全運転研修（一般運転者コース） \*開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

### ◆添乗指導者向け

#### ・添乗（同乗指導者研修） \*開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

		診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催 (新西海)	A	適性診断（初任・適齢）	15・16	21	9・10	15	26・27	17	6・7	18	16・17	14
	B	初任運転者特別指導講習会	17~18	22~23	11~12	16~17	28~29	18~19	8~9	19~20	18~19	15~16
	C	高齢運転者安全運転研修						10				
福岡開催 (おんが)	D	一般・初任貨物運転者研修		24~25	7~8 14~15	5~6		6~7	11~12	8~9		17~18
	E	添乗（同乗）指導者研修						27~28				
	全	一般・初任運転者研修	12~14		21~23					15~17		
	ト協	添乗・指導管理者研修		17~19		19~21						
		一般・事故再発防止研修						18~20				

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：岩崎・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508  
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778  
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



# 申 込 書

## (適性診断・初任運転者特別指導講習)

( 受 付 済 印 )

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)  
事業所名 (営業所名) \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

事業所住所 \_\_\_\_\_

申込責任者名 \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	生年月日 (年齢)			
1		<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日  時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )			
2		<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日  時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )			
3		<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 ( 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する ( 月 日 ~ 月 日 )  <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日  時 分開始
	昭和・平成 年 月 日 ( 歳 )			

**【実施場所】** 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)  
所在地: 長崎市松原町2651-3

**【適性診断お申し込みの方】**

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持参品    ①運転免許証    ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

**【初任講習お申し込みの方】**

- 受付時間    8:30 ~ 9:00
- 講習時間    9:00 ~ 17:30
- 持参品    筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
- その他    ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。  
・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

★ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先

**新西海自動車学校**

※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3  
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先    0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

# 高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名  
〒 -

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL) (FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名		研修当日、適齢診断の受診を希望するか☑ ※受診時間は約2時間	
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～)	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日( 歳)		<input type="checkbox"/> 希望しない	
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～)	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日( 歳)		<input type="checkbox"/> 希望しない	
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (□15:00～ □16:30～)	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日( 歳)		<input type="checkbox"/> 希望しない	

【実施日】 令和7年9月10日(水)

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】 ●受付時間 9:00～9:30  
●研修時間 9:30～15:00  
●実施場所 新西海自動車学校  
●その他 昼食(弁当)の希望有無は別途案内予定

- ・研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。  
後日の受診日については、別途日程の打ち合わせをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

**新西海自動車学校** 西海市西彼町上岳郷1238-3  
TEL 0959-27-0136 FAX 0959-27-1778

# 貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

## 【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

### 1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。）

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	
3	添乗(同乗)指導者研修 2日(13時間) ※初任運転者に対する特別な指導の実技20時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

### 2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、**上記1の研修No.を記入**してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領: 要・不要
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領: 要・不要

※交通費助成申請  離島地区外: 5千円  離島地区(五島、上五島、奄岐、対馬): 1万円

### 【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料(55,440円)に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・**ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427**

※初任診断で指導要領(管理者用)が必要な場合は別途、発行料金(200円)をいただきます。

○事務処理欄(記入しないでください。)

受付印

--

令和7年7月

事業者 各位

公益社団法人長崎県トラック協会  
会 長 馬場 邦彦  
(公印省略)

### 引越基本講習の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、引越事業者各実務担当者（見積り・作業・応対・管理者）への標準引越運送約款他関係法令の周知徹底のための「引越基本講習」を開催いたします。

受講を希望される方はお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 令和7年9月8日（月）10時00分～16時00分（予定）  
受付9時30分～9時50分
2. 場 所 （公社）長崎県トラック協会 研修会館
3. 受講対象者 引越業務実務経験者（予定される方も含む）
4. 講習内容 引越業界の現状について / 標準引越運送約款等の解説
5. 定員数 20名
6. 申込方法 別紙の申込書 兼 受講票に必要事項を記入し、令和7年8月25日（月）必着にてお申し込み下さい。
7. 受講費 協会員：2,000円 / 非協会員：3,500円
8. 持ち物 筆記用具（講習最後にテストを行いますので、赤ペンもご持参下さい。）

以上

〔様式1〕

NO. \_\_\_\_\_

# (A) 引越基本講習〔申込書兼受講票〕

長崎県	トラック協会
-----	--------

※所属協会名を記入して下さい。

協会コード

0	4	2
---	---	---

協会員	・	非協会員
-----	---	------

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード  
(個人コード)

										0
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

① 氏名

せい	めい
姓	名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

② 生年月日

	年	月	日
--	---	---	---

※西暦で記入して下さい。

③ 性別

男性	・	女性
----	---	----

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名

会社名	営業所/支店名
-----	---------

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所

〒	—	都道府県
---	---	------

⑥ 電話番号・FAX

—	—	—	—
---	---	---	---

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※**受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑥に記入して下さい。**

受講日	R 7年 9月 8日
受講地	長崎県

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

## 【当日持参して頂くもの】

筆記用具

※当日確認テストを行います。

自己採点用の赤ペンもご用意下さい。

令和7年7月

事業者 各位

公益社団法人長崎県トラック協会  
 会長 馬場 邦彦  
 (公印省略)

### 引越管理者講習の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、引越事業者各実務担当者（見積り・作業・応対・管理者）への標準引越運送約款他関係法令の周知徹底のための「引越管理者講習」を開催いたします。

また、本講習は、全日本トラック協会が運営しております引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の申請資格における、“申請するすべての事業所に「引越管理者講習修了者」を配置”のための役割も併せ持っております。

受講を希望される方はお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 令和7年9月9日（火）10時00分～16時00分（予定）  
 受付9時30分～9時50分
2. 場 所 （公社）長崎県トラック協会 研修会館
3. 受講対象者 平成17年度以降の全ト協統一形式引越基本講習を受講された方  
 ※2022年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新が必要になります。
4. 講習内容 引越に係るクレーム相談（全ト協に寄せられた引越相談）  
 見積、請求、延期、破損等について（個人研究・グループ討議）
5. 定員数 20名
6. 申込方法 別紙の申込書 兼 受講票に必要事項を記入し、令和7年8月25日（月）必着にて  
 お申し込み下さい。（締め切り後の受付はいたしません。）
7. 受講費 協会員：2,000円 / 非協会員：3,500円  
 ※引越専門部会員は、部会より全額助成します。1事業所2名まで）
8. 持ち物  筆記用具  
 名刺（複数枚）  
 （※前日基本講習を受講された方は、講習で使用したテキストをご持参下さい。）  
 ※管理者講習修了証の顔写真貼付は廃止されました。

以上

〔様式2〕

NO. \_\_\_\_\_

## (B) 引越管理者講習〔申込書兼受講票〕

長崎県	トラック協会
-----	--------

※所属協会名を記入して下さい。

協会コード

0	4	2
---	---	---

協会員	・	非協会員
-----	---	------

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード  
(個人コード)

										0
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

① 氏名	せい	めい	※ふりがなを必ず記入して下さい。 ※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。	
	姓	名		
② 生年月日	年	月	日	※西暦で記入して下さい。
③ 性別	男性	・	女性	※どちらかに○をして下さい。
④ 事業所名	会社名	営業所/支店名	※正式名称で記入して下さい。	
⑤ 事業所住所	〒	都道府県		
⑥ 電話番号・FAX				

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑥に記入して下さい。

受講日	R 7年 9月 9日
受講地	長崎県

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

### 【当日持参して頂くもの】

筆記用具

名刺

※グループ討議の際、名刺交換致しますので複数枚ご持参下さい。

引越講習テキスト

※前日基本講習を受講されている方は基本講習で使用したテキストをご持参下さい。

## 部会だより

### 令和7年度食料品部会通常総会の開催状況について

食料品部会は、5月9日(金)午後5時30分から、諫早市「L & L ホテルセンリュウ」において、会員43名に対し、35名（内委任状15名）が出席し、令和7年度通常総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に松尾部会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和6年度事業報告・収支決算報告について
2. 令和7年度事業計画（案）・収支予算（案）について

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

3. 役員改選について

任期満了に伴う役員改選は、新理事10名（再任10名）、新監事2名（再任2名）が満場一致で承認されました。

その後行われた新理事による互選により、

会 長 松尾 康平（再任）(株)松尾総業運輸

副会長 塚本 敏（再任）製罐陸運(株)

副会長 本田 高大（再任）(有)本田産業

副会長 北村 修（再任）(株)大西海

が就任され、総会行事の全てを終了しました。

本総会に続いて、午後6時から「トラック運送事業に関する支局の取組及び食料品輸送に係る意見交換について」と題し、長崎運輸支局 首席運輸企画専門官 三善格介様と運輸企画専門官 池上祐介様を講師に、行政の取組内容を説明頂いた後、出席者により食料品輸送に係る問題点とその対応策について積極的な意見交換が行われました。

その後、午後7時より懇談会が開催され、出席者一同、和やかな懇談のひとつきを過ごしました。



(総会の模様)



(講師の三善様と池上様)

## 令和7年度長崎県トラック協会青年部新成会 通常総会の開催状況について

青年部（新成会）は、5月23日（金）午後4時から、長崎市新地町「長崎バスターミナルホテル」において、会員27名に対し、会員26名（内委任状10名）が出席し、令和7年度通常総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に古川会長を選出し、上程された次の議案

1. 令和6年度事業報告・収支決算について
2. 令和7年度事業計画・収支予算について
3. 役員改選について

について審議され、いずれも原案どおり承認され、総会行事の全てを終了しました。

### 新役員名簿（令和7年度改選）

部会役職	氏名	所属会社
会長	境 竜 馬	(株)深町組
副会長	古 川 智 憲	(株)東部運輸
〃	菅 藤 友	九州運輸機工(株)
〃	本 田 高 大	(有)本田産業
理事	井 石 文 三	西海商事(株)
〃	松 尾 健	(有)綾部運送
〃	荒 木 慎太郎	(有)和興
〃	永 野 一 智	(有)有馬運送
〃	村 田 光	(有)南串陸運
〃	山 口 裕 介	(株)ヤマブル
〃	竹 内 和 也	(株)佐世保輸送サービス
〃	上ノ原 陸 友	(有)大紘産業
監事	中 尾 雄 介	(株)横島
〃	佐 藤 隆 史	長崎雲仙運輸(株)

## 令和7年度引越専門部会定期総会の開催状況について

引越専門部会は、6月6日(金)午後5時から、長崎市新地町「長崎バスターミナルホテル」において、会員38名に対し、38名(内委任状22名)が出席し、令和7年度定期総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定足数の報告で始まり、議長に塩塚部会長を選出し、上程された次の議案、

1. 令和6年度事業報告・収支決算報告について
2. 令和7年度事業計画(案)・収支予算(案)について

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

3. 役員改選について

任期満了に伴う役員改選は、新理事10名(再任10名)、新監事2名(再任1名、新任1名)が満場一致で承認されました。

その後行われた新理事による互選により、

会 長 塩塚 敬(再任)塩塚総合商事(株)

副会長 田川 和美(再任)長崎ダイキュー運輸(株)

副会長 筒井 琢磨(再任)光葉産業運輸

が就任され、総会行事の全てを終了しました。

本総会に続いて、午後6時から、長崎市新地町「春夏秋冬」で懇談会が開催され、出席者一同、和やかな懇談のひとときを過ごしました。



塩塚部会長



## 令和7年度重量部会通常総会の開催状況について

令和7年6月13日(金)午後2時より、長崎市松原町の「長崎県トラック協会 研修会館」にて、重量部会の令和7年度通常総会を開催しました。会員13名中、出席者12名（うち委任状による出席3名）により、総会は成立いたしました。

総会は事務局による開会および定足数の報告で始まり、議長には古川部会長が選出されました。審議された議案は以下の通りです。

1. 令和6年度 事業報告について
2. 令和7年度 事業計画および収支予算について

いずれの議案も慎重に審議のうえ、全会一致で承認されました。これにより、総会の全議事が滞りなく終了いたしました。

総会終了後は、重量部会主催による「特車通行確認制度講習会」が同会場にて午後2時30分より開催され、講師として（一財）道路新産業開発機構の倉田氏をお迎えしました。当日は42名が受講し、盛況のうちに閉会となりました。



古川部会長



通常総会



倉田氏（右）



講習会

## 令和7年度女性部会定期総会の開催状況について

女性部会は6月24日(火)11時より、諫早市宇都町「ホテルグランドパレス諫早」において、会員26名に対し、25名（内委任状17名）が出席し、令和7年度定期総会を開催しました。

総会は、事務局の開会と定数報告で始まり、議長に井石会長を選出し、上程された次の議案

1. 令和6年度事業報告・収支決算報告について
2. 令和7年度事業計画・収支予算について

について審議され、いずれも原案どおり承認されました。

総会後の講演会および懇談会には、青年部新成会 会長の境 竜馬 様に来賓としてご出席いただき、講演会では、青年部新成会 前会長で現副会長の古川 智憲 様に、昨年青年部で実施した「物流出前授業」についてご講演いただきました。



井石会長



講演会

(体験記) と言う事でありますので、私の交通安全と無事故の秘訣、実体験を紹介致します。私の無事故の秘訣は、時間に余裕を持った運転と行動です。これが一番の秘訣だと考えます。時間に余裕があれば、心のゆとりや行動のゆとりができ、安全運転に繋がります。スピードを出す必要も無く、無駄な車線変更に追越しなども必要ありませんし、譲り合う気持ちも生まれます。

ですが、時間に追われ心にゆとりが無ければ、どうしても先を急ぎ車間距離を詰め、危険運転になります。スピードを上げ、無駄な車線変更し、追越し、止まれるはずの黄色信号も通過する可能性も出てきます。

その時点で、譲り合う気持ちなどあるわけがありません。私が思うには、50kmで走行しようが、60kmで走行しようが、到着時間は変わりません。皆様も経験があるのではないですか？ 凄いスピードで抜き去った車が先の信号で止まっている。まさにこれです。結局時間に変わりはないのです。

私は目的地まで1時間かかるのであれば、1時間30分前と、最低でも30分余裕を持って出発します。そうする事で時間に追われる心配は無くなり、心に余裕が生まれます。スピードを上げる事も無く車線変更、追抜きもする必要ありません。

十分な車間距離を保ち、交差点でもゆっくりと歩行者の通行を待つ事が出来ると思います。そしてゆずる気持ちも生まれます。私はそう思い、日々運転しております。

誰もが譲り合う気持ちで運転すれば、防ぐことの出来る事故が大半ではないでしょうか。それでも起きてしまう事故。

車と言う凶器を運転する皆様へ事故に関わり、残された家族がどのような生活を送るか、(体験記) と言う事もあり、私の実体験を紹介させて頂きます。

事故の連絡は突然でした。38年前、母が30歳、兄が7歳、私は4歳の時でした。父を32歳と言う若さで亡くしました。父は職場である西宮市から自宅の三田市に向かう途中、六甲有料道路で事故に合いました。大型トラックとの正面衝突。軽自動車に乗っていた父は内臓破裂の即死だったそうです。私は遺影で見る父の記憶しかありません。覚えているのはお葬式の時、棺桶に真赤な布がかぶっており最後のお別れの際、子供ながらに遺体を見るのが怖かったのか、棺桶の中で眠る父の顔を見る事が出来なかった事だけです。

それから母の生活は一変します。朝から夜中まで仕事一色の生活が始まりました。小学生になった私は、毎日首から鍵を下げ、登下校しました。

家には誰も居ないからでした。毎日、毎日自分で鍵を開け、電気も点いていない家に帰りました。寂しく、何故か怖く、いつも兄の帰りを待ちました。

そんな中、私が3年生になった頃、母親に異変が起き始めました。毎日、毎日、朝から夜中まで働いていた母は、仕事と育児に追われ笑うことが減り、どんなに忙しくても学校行事には来てくれた母は、ノイローゼになりました。

今で言う、うつ病だったのでしょうか。極端に睡眠時間が少ない事から、少しの物音に異常なまで敏感になり、足音、ドアの開閉の音、水を流す音、とにかく音が睡眠を妨げたようでした。少しでも物音を鳴らすとアコーディオンカーテンの向こうから舌打ちと深いため息が聞こえました。

私はあらゆる音に気を使いました。それはトイレを流す音も同じでした。私はそのうち、ドアを閉める事もせず、水を流す事も無くなっていきました。正確に言えば、母親を寝かせてあげたい気持ちから「出来なかった」が正しいでしょう。それでも目を覚ます母を

見て、私はトイレに行く事も無くなりました。信じられないかもしれませんが、牛乳パックに小便し学校から帰るとトイレに流しました。お腹が痛くなった時は、ゆっくりと玄関のドアを開け、外へ行き集会場に行きました。

そんな生活が続きながらも、私が4年生になった頃、母親のノイローゼはピークだったのでしょ。自殺未遂を起こしました。その日の夜、何か胸騒ぎを感じた私は母の部屋の前に行き、アコーディオンカーテン越しに「おかあさん？」と声を掛けました。返事が無いのでもう一度「おかあさん？」と呼びましたが返事はありませんでした。

恐る恐る、アコーディオンカーテンを開けた所、大量の薬を摂取し首から大量の血を流す母が居ました。意識は朦朧とし、バジャマから布団まで、凄量の血でした。4年生の私には衝撃が強く、全身が震え、兄を呼ぶしか出来ませんでした。中学校になっていた兄は反抗期真っただ中で、その母を見て、一言「死にたければ死ぬ」と発し家を出てしまいました。今となればその時の兄の気持ちも分かる気がします…。

一人残された私は、震える手で救急車を呼びました。数分後、近づくサイレンが響き渡り、団地の中に入って来ました。団地内は騒然とし、「誰？ どの部屋？」となる中、私は救急車に同乗し、病院へ向かいました。

治療中、不安の中、一人待合室で待たされていると、同じ団地に住む幼なじみのお母さんが駆け付けてくれました。私は、そのお母さんの姿を見た瞬間泣き崩れた事を覚えています。「頑張ったな！ 頑張ったな！」と震える私を強く抱きしめてくれました。幸い命に別状はなかったのですが、治療後の母に幼なじみのお母さんがこう言いました。「子供の前でこんな事したらあかん！ 子供にこんな姿見せたらあかんし、こんな思いをさせたらあかん！ 利成さん(父)に謝れ」と。恐らく中学生の兄は似たような感情で、子供を置いて自殺未遂を起こした母に腹がたつたのでしょ。この母親のエピソードを聞けば、「酷い母親だ！ 最低だ！」と思いますか？ 思うでしょう。ですが、そうなるのです。誰かを亡くすと言う事は、家族の生活が一変するのです。時間に追われ、休まる間もなく働き、先を急ぐ生活を続ければ、なりたくなくともなるのです。

当然、運転も同じです。時間に追われ、先を急ぐ運転は事故を招きます。お話が大きく逸れましたが、何を伝えたいかと言うと、事故を起こし誰かの命が亡くなれば、被害者も加害者もないのです。

事故を起こせば残された家族に必ず大きな傷跡を残す事になるのです。だから一人一人が時間に余裕を持ち、安全な運転を行う必要があるのです。私はそう思いますが。それでも働き続けた母は、高血圧から甲状腺の病気を患いバセドウ病になりました。長い期間をかけてある程度克服しましたが、55歳で脳梗塞、58歳で二回目の脳梗塞になり、左側の麻痺は残りましたが、病に勝ち現在も元気に暮らしております。現在は孫に会う事だけが楽しみだそうで、良きおばあちゃんをしております。

当時小学生だった私も、現在は4年生の娘と4歳の息子を持ち、幸せに暮らしております。不思議なものですが、ちょうど私が父親を亡くした時。母親の自殺未遂を見つけた4年生の娘です。

私はこの二人の宝物に同じ思いはさせません。絶対に私が体験したような経験はさせません。妻のため、娘と息子のために絶対に事故はしません。そんなことを思いながら、娘や息子と遊んだ事や楽しかった事を絵日記にしなが日々を過ごしております。その絵日記が10年後も20年後も続くように願いながら…。

## ドライバー体験記

# 加害者でも被害者でも 残された家族

(兵庫) 姫路合同貨物自動車(株)

平島 拓也





※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 <a href="http://nagasaki-crane.com/">http://nagasaki-crane.com/</a>
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 <a href="http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html">http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html</a>
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 <a href="http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html">http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html</a>
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 <a href="http://shimabara.co.jp">http://shimabara.co.jp</a>
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 <a href="http://gotoo-crane.com">http://gotoo-crane.com</a>

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 <a href="http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html">http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html</a>

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28  
電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。  
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604
<a href="http://www.rikusaibou-fukuoka.com/">http://www.rikusaibou-fukuoka.com/</a>

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

【熱中症対策シリーズ】

## 熱中症を防ごう！（陸運業の対策）

熱中症に関する知識、熱中症予防対策、熱中症対策の義務化

本年6月1日に労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が義務化されました。

本誌6月号から9月号の4号にわたり、陸運業における熱中症対策に特化したシリーズをお届けします。従業員が熱中症を発症しないための予防対策の実施、万一熱中症になった場合の対処方法について、このシリーズを参考にいただければ幸いです。

【陸運と安全衛生】熱中症を防ごう！（陸運業の対策）	
6月号	熱中症に関する知識、熱中症予防対策、熱中症対策の義務化
7月号	熱中症発症時の対処方法の解説
8月号	陸運業における熱中症の災害統計、災害事例・特徴とその対策(1)
9月号	災害事例・特徴とその対策(2)

### ～ 熱中症に関する知識 ～

#### 熱中症とは？

熱中症は、高温かつ多湿な環境下において、体内の水分量や塩分量のバランスが悪くなり、血流量を正常に保つための循環調節や、自律神経の乱れによる体温の調節など、体内の重要な調整機能が崩れたりするなどして発症する障害の総称をいいます。その結果、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感、意識障害・痙攣・手足の運動障害、高体温などの症状が現れます。



#### WBGTとは？

WBGT（湿球黒球温度）は、熱中症の危険度を判断するための指標です。以下のように、単なる気温だけでは分からない「体にとっての暑さ」を評価できるのが特徴です。

測定要素	内容	体への影響
① 湿球温度（湿度）	濡れた温度計の温度	汗が蒸発しにくいほど暑く感じる
② 黒球温度（日射）	黒い球体で測る温度	日射や輻射熱*の影響を受ける
③ 乾球温度（気温）	普通の温度計の温度	基本の気温

\*輻射熱とは、日射しを浴びたときに受ける熱や、地面、建物、人体などから出ている熱です。

陸運と安全衛生 No.677

なぜWBGTが必要なのか？

通常の「気温」だけでは、以下のような要因を見逃します。

- ・湿度が高いと汗が蒸発せず体温が下がらない
- ・日差しが強いと体感温度が上がる
- ・風がないと熱が籠もる

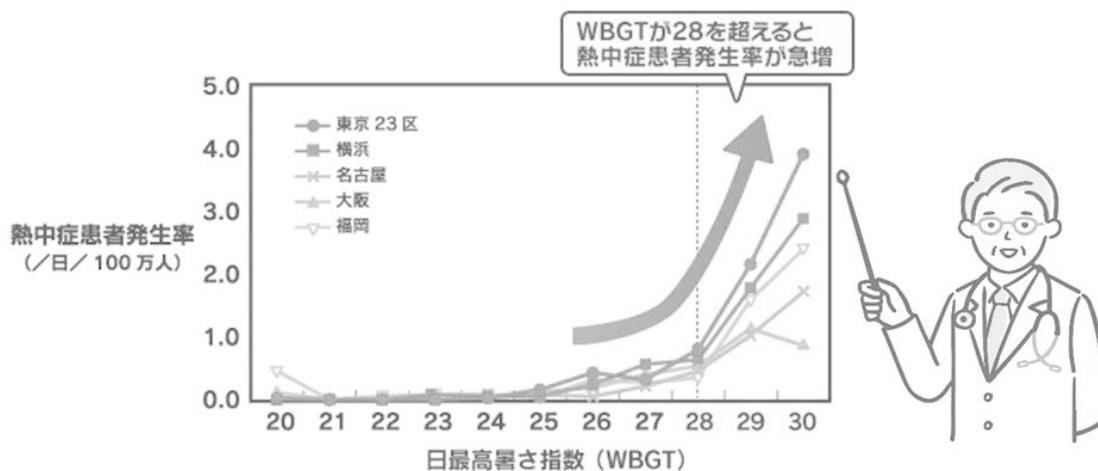
このように、熱中症の危険性は「気温」だけでは判断できないため、WBGTが使われています。WBGTは「気温・湿度・日差し」全てを考慮した“体感的な暑さの指数”で、熱中症を防ぐための行動の判断基準になります。



暑熱な場所とは？

WBGTが28度以上又は気温が31度以上の場所をいいます。必ずしも事業場内外の特定の作業場のみではなく、出先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や作業場所から作業場所への移動時等も含まれます。

陸運業では、様々な場所において荷積み・荷卸しを行うドライバーの熱中症対策として、作業場所の暑熱について予め把握しておくことが必要です。



陸運業における熱中症の発生場所は？

陸運業（ドライバー・荷役作業員）の作業は、炎天下や高温多湿下での倉庫内作業であることが多く、一般の労働者に比べて熱中症のリスクが高くなります。

また、ドライバーの単独作業中であることも多く、他者からの発見が遅れることも特徴です。このことから、ドライバーは自身の体調管理はもとより、自覚症状の気付き、その後の対応が熱中症予防の鍵となります。



陸運と安全衛生 No.677

暑熱順化とは？

人間は、暑さに多少慣れることができます。これを暑熱順化といいます。暑い環境に少しずつ体を慣らしていくことで、熱中症になりにくい体になります。急に暑くなる季節の変わり目（春→夏など）は、体がまだ暑さに慣れていないため、熱中症のリスクが高くなります。暑熱順化にさらされていない労働者は、一日に15～20gもの食塩を発汗で失うことがあります。順化によって、一日3～5g程度の喪失に抑えることができます。

暑熱順化で起こる体の変化

項目	暑熱順化前	暑熱順化後
発汗	少ない	たくさんかけるようになる
汗の質	塩分が多く出る	塩分を体に残す（汗が薄くなる）
体温調節	うまくできない	体温をうまく下げられる
心拍数	上がりやすい	安定する
疲れやすさ	疲れやすい	疲れにくくなる

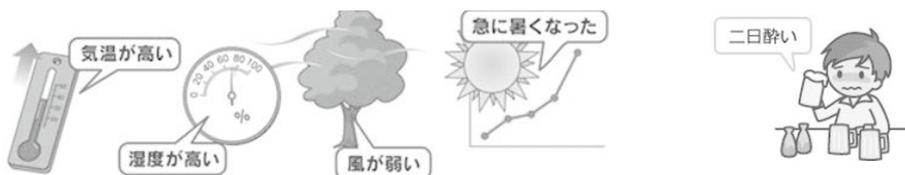
～ 熱中症予防対策 ～

熱中症はなぜ起こる？

熱中症を引き起こす条件は、「環境」と「からだ」と「行動」によるものが考えられます。

熱中症が起こりやすい「環境」「からだ」「行動」

環境	からだ	行動
気温が高い	水分や塩分量の不足	重労働
湿度が高い	暑熱順化ができていない	屋外での作業
風が弱い	糖尿病等の持病	高温多湿場所での作業
急に熱くなった	二日酔いや寝不足	



陸運と安全衛生 No.677

このような状況で作業を行うと、体内で作られた熱をうまく外に逃がすことができなくなります。また、長時間作業を続けると、体がどんどん熱くなり、汗をかいて体の水分や塩分が減っていきます。

その結果、体内の血液の流れが悪くなり、体の表面から空気中に熱を逃がすことができなくなり、汗もかけなくなります。このように体温の調節がうまくできなくなると、体の中に熱がたまって体温が上昇し、引いては熱中症を引き起こしてしまいます。

熱中症のレベルは

熱中症のレベルは、Ⅰ度（応急処置と見守り）、Ⅱ度（医療機関へ）、Ⅲ度（入院治療）の3つのレベルに分類されています。

重症度	症状		手当	
Ⅰ度	熱失神	めまい、立ちくらみ、顔面蒼白、吐き気 など	119番→応急手当 ・冷所で安静 ・身体を冷やす ・水分と塩分の補給 ・見守り(一人にしない)	
	熱けいれん (筋けいれん)	筋肉痛、手足がつる、こむら返り など		
Ⅱ度	熱疲労	口の渇き、めまい、頭痛、イライラする、倦怠感、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害 など	医療機関での治療が必要	
Ⅲ度	熱射病	意識がない、けいれん発作、身体が熱い、昏睡状態 など	入院治療が必要	

熱中症を予防するためには

熱中症予防には、以下の3つの管理が必要となります。

- 1 作業環境管理（場所）**  
WBGT値の低減、休憩場所の整備等
- 2 作業管理（業務内容）**  
作業時間短縮、水分と塩分の摂取等
- 3 健康管理（健康診断・食事等）**  
診断結果（持病）、日常の健康管理等



## ～ 熱中症対策の義務化 ～

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。

この改正により、以下1及び2の措置が事業者に義務付けられます。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や  
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が  
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員  
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブル  
デバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状  
がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に  
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

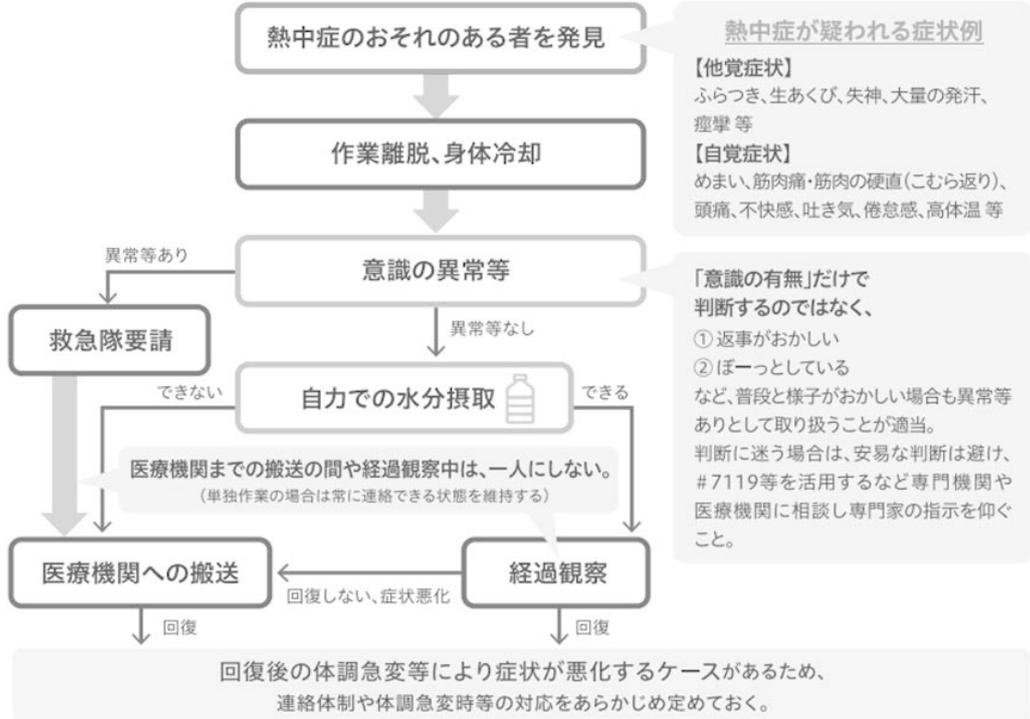
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先  
及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症  
による重篤化を防止するために必要な措置の実施  
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係  
作業員への周知

### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、  
迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、  
以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が  
事業者の義務付けられます。

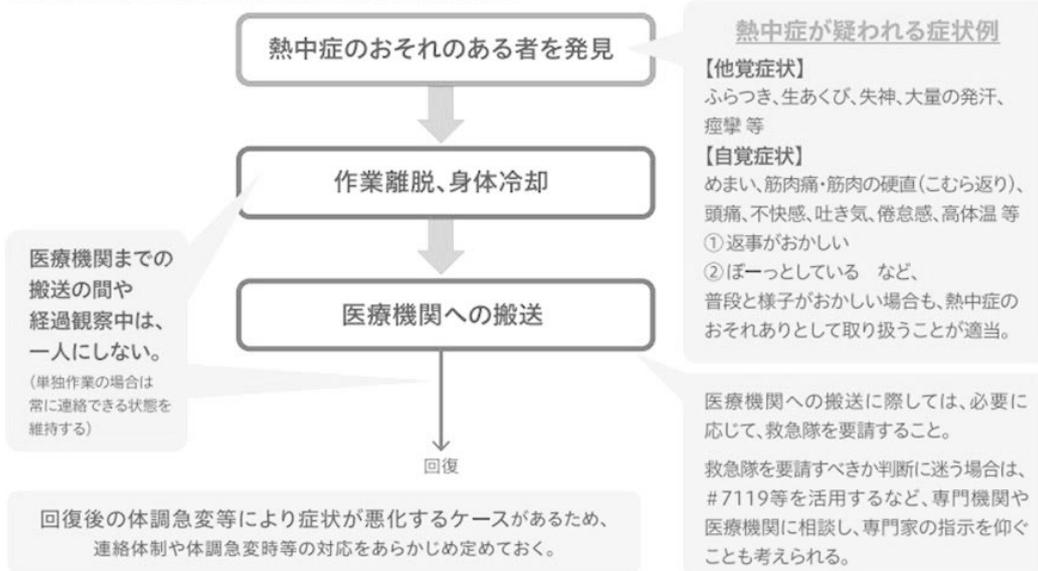
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



【これらの対策を怠った場合の罰則】

事業者には罰則として6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科されることがあるほか（労働安全衛生法第119条）、法人に対しても「50万円以下の罰金」が科されることがあります（労働安全衛生法第122条）。

掲示用

# STOP 熱中症

## 熱中症対策が義務化されます

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症対策が義務化されます。熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

### 陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数) 28度以上  
または、気温31度以上の環境下



+

連続1時間以上または、1日4時間  
を超えて実施が見込まれる作業

※WBGT値はWBGT指数計又は環境省HPで確認



※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会



公益社団法人 全日本トラック協会

## 事業者が行う退避や立入禁止等の措置について

— 令和7年4月から労働安全衛生規則等が一部改正 —

### 退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大（基本原則）

- 令和7年4月1日から、事業者が「労働者」に対して行う退避や立入禁止等の措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されました。この改正により、以下の1、2の人（個人事業者、他社の労働者、資材搬入業者など、契約関係の有無は問わない）に対しても保護措置の実施が義務付けられます。
  - 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
  - 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等
- 対象となる条文は、次の4つの省令において、作業場所に起因する危険性への対処（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）を規定する条文（労働安全衛生法第20条、第21条、第25条及び第25条の2根拠）です。
  - ・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

### 車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第151条の7第1項（改正）

- 車両系荷役運搬機械等（フォークリフト、貨物自動車等）を用いて作業を行う時は、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に、当該作業場所において作業に従事する者が立ち入ることについて、立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。ただし、誘導者を配置し、その者に車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りではありません。

### 積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第151条の70第2項（新設）

- 一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積卸し作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その者に関係労働者以外の労働者に立ち入らせない等の法定の事項を行わせなければなりません。
 

今般、積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所において、労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。

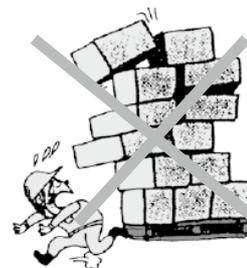


### はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第433条（改正）

- はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。

※「その他の方法」：立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すればよく、表示による禁止が最も適切である等の趣旨ではありません。



## 事業者が行う退避や立入禁止等の措置に係る 労働安全衛生規則一部改正のQ&A

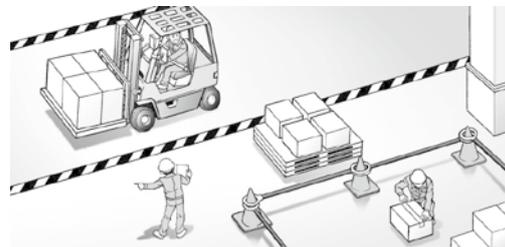
### Q 1 退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大されたとはどういうことですか？

- ◆ これまで、事業者は、直接雇用する「労働者」に対してのみ「退避」や「立入禁止」等の措置を行わなければなりませんでした。この措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されたということです。これにより、事業者は、危険箇所で行う作業の一部を請け負う個人事業者や他社の労働者、資材搬入業者などの直接雇用契約の無い者に対しても、「退避」や「立入禁止」等の措置をしなければならないことになったということです。



### Q 2 車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

- ◆ フォークリフト、貨物自動車などの車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、当該作業場所に作業に従事する者が立ち入ると、運転中の車両系荷役運搬機械等やそれらの機械が取り扱っている荷に接触することにより危険が生ずるおそれがあるので、その箇所に、作業員が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示することが義務付けられたということです。ただし、誘導者を配置して、誘導者にフォークリフト、貨物自動車などの車両系荷役運搬機械を誘導させるときは、「立入禁止」や、「見やすい箇所に表示する」ということは必要ありません。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。（6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。）



Q3 積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

- ◆ 一の荷で、その重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積卸す作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その積卸し作業指揮者に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないようにするなどの事項を行わせなければなりません。
- ◆ 積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所において、労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示することが事業者には義務付けられました。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。



Q4 はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

- ◆ はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示することが事業者には義務付けられました。なお、作業箇所を通行する者を安全に通行させるために必要な指示をすることは、はい作業主任者の職務です。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。



Q5 今回の省令改正により、作業指揮者やはい作業主任者の職務との関係はどのようになりますか？

- ◆ 事業者は、作業指揮者を定め、当該指揮者に労働者の立入りを禁止させ、又ははい作業主任者に作業箇所を安全に通行させるために必要な指示をさせることがありますが、労働者以外の作業に従事する者と、作業指揮者の間には指揮命令関係が存在しないことを踏まえて、作業指揮者等の義務の追加ではなく、事業者の直接の義務として「労働者以外の作業に従事する者」の立入りを禁止することとしています。
- ◆ なお、事業者がその義務を果たすための方法として、作業指揮者又ははい作業主任者、あるいは双方に当該措置の実施を命じることにより、労働者以外の作業に従事する者に対する立入禁止の措置を講ずることも認められます。

災害事例  
と  
その対策

## 身近に潜む転倒災害の原因を水平展開して 転倒防止対策を徹底しよう！

### はじめに

陸運業での令和6年の死傷災害は16,292人で、前年比0.5%増加となりました。事故の型別で上位の転倒災害は、2,980人、20人増でした。

今回は転倒災害のうち、階段から転倒した災害について原因、対策を検証します。

### 1 A社の転倒災害

#### 事例1

発生時間、場所：午前3時頃、自社事務所

被災者情報：トラック運転手、48歳、男性、  
経験年数4年

災害の程度：左足甲骨折、休業2か月

災害発生状況

点呼終了後、2階事務所から1階へ階段を使用して移動中、下から3段目の階段でバランスを崩して転倒、踊り場まで転落して、左足甲を骨折した。

#### 事例2

発生時間、場所：午後3時頃、自社事務所

被災者情報：フォークリフト運転手、46歳、  
男性、経験年数1年

災害の程度：左足首骨折、休業2か月

災害発生状況

2階事務所から1階へ階段を使用して移動中、下から1段目の階段でバランスを崩して転倒、踊り場まで転落して、左足甲を骨折した。

災害発生原因

- (1) 両名とも事務所の階段で転倒することを想定せずに、緊張感がなく漫然と階段を昇降した。
- (2) 階段で転倒災害が発生する事例があることを、社内で水平展開されていなかった。
- (3) 階段に手すりが無く、手すりの使用がされていなかった。
- (4) 階段の滑り止めが経年劣化して、滑り止めの効果が不足していた。

### 2 B社の転倒災害

発生時間、場所：午後7時頃、自社事務所出入口

被災者情報：荷役作業員、51歳、女性、経験年数1年

災害の程度：左手首関節打撲、休業2週間  
災害発生状況

業務終了後、自社事務所出入口階段（3段）の最上段でつまずき、バランスを崩して最下段まで転倒した際に、両手で体を庇った。当日は痛み等がなく問題無いと思っていたが、翌日になり左手首関節に痛みが生じ、診断の結果、打撲と診断を受けた。

発生原因

- (1) 業務が終了して緊張感が低下したのと同時に、事務所の階段で転倒する可能性があることを認識せず階段を昇降した。
- (2) 階段で転倒災害が発生する事例があることを、社内で水平展開されていなかった。
- (3) 階段に手すりが無く、手すりの使用がされていなかった。
- (4) 階段の滑り止めが経年劣化して、滑り止めの効果が不足していた。

### 3 再発防止対策

- (1) 階段では転倒する可能性があることを社内で水平展開する。
- (2) 手すりの新規設置及び滑り止めの取り替えを行う。
- (3) 階段全てにマーキングを行う。
- (4) 転倒の危険性を周知するため、踊り場等にポスター掲示を行う。
- (5) 人感センサーによる注意を促す音声を再生する。
- (6) (スマートフォンを見る等)ながら歩行を禁止する。
- (7) 物を持っている場合は、エレベーターが設置されていれば、エレベーターを使用する。

### まとめ

事務所に設置された階段の昇降は、常々気に留めることなく行われており、管理・監督者及び労働者のどちらも転倒災害に繋がると考えていないのではないのでしょうか。

階段における転倒災害防止対策は、主として①「水平展開」、②「見える化」、③「手すり、滑り止めの設置」となります。「他山の石」とすることなく、各社で対策を実践してください。ご安全に！

## 九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



### 九ト交協の取扱商品

#### 自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

##### 最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる**一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

##### 事業用車両5台以上のご加入で**一括契約割5%**

契約台数に応じた**多数契約割引**!!

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

#### 自賠責共済 ～長崎県下10社の代理店～

#### 損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

### 九ト交協の充実の制度

#### 事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



#### 利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



#### 安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



### 九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室  
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら  
ご遠慮なくお問合せください。

# ～自動車共済～ INFORMATION

## ■ 車両共済にご加入されると安心です

### 車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

### ～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

### CASE 1

#### ■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけれられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていませんでしたが、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

### CASE 2

#### ■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

**車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！**

**九州トラック交通共済協同組合**

# 諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

## ★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

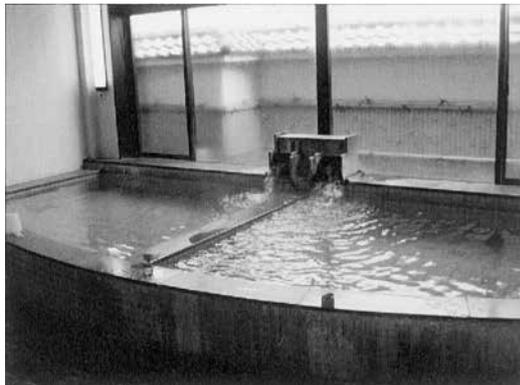


シングルルームで広めの部屋もご用意しております  
宿泊料金

- ・一般 8,000円 (税込)
- ・諫早TS会員 6,000円 (税込)「朝食付」  
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円 (税込)

チェックイン 15時 (24時間受付)  
チェックアウト 翌10時

## ★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



料金 大人 520円 (税込)「小学生以下無料」  
ご利用時間 12時～22時まで (冬季10月～4月)  
9時～22時まで (夏季5月～9月)

## ★シャワールーム (女性専用)

料金 100円で7分間  
ご利用時間 12時～22時まで

## ★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます  
(オーダーストップ 20時)  
※土・日曜日のみ14時30分 (オーダーストップ 14時)

## 主なメニュー

長崎ちゃんぽん……………900円 (税込)  
トルコライス……………1,350円 (税込)  
かつ丼……………980円 (税込)  
中華飯……………900円 (税込)  
トンカツ定食……………1,350円 (税込)  
カツカレー……………1,050円 (税込)  
各種定食・丼物・中華など豊富に  
取り揃えております

## ★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室  
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー (24時間営業)

## 駐車場

大型トラック (トレーラ含) …… 40台  
中型トラック…………… 5台  
小型トラック・普通自動車 …… 29台

## アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km  
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション  
長崎県諫早市貝津町1051-12  
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

# 教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

➡ ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告！	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか？高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ！飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために！		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人できる日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない！	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう！ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本 ※返却日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

# - 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

**FAX: 095-839-8508**

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	KM26-120-2C	M24-120K	1個	880 (R7.4~)
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
	その他 ( )				

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製のチャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法  協会にて受け取り( 月 日 来協予定)  送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい <input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付 <input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 -      * 上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。  
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より

ダウンロード可能な帳票

- ★ 運行管理者選任届      ★ 整備管理者選任届
- ★ 事業報告書・事業実績報告書

**【お問い合わせ先】**  
 〒851-0131 長崎市松原町2651-3  
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)  
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

# 全国トラック事業グループ保険は

(災害保障特約付団体定期保険)

トラック運送業界専用  
昭和50年創設!  
制度発足来安心を

「あなたのため」と「みんなのため」の  
業界団体の絆による助け合いの制度です。

全国トラック事業グループ保険に加入した場合、「あなた」自身に万一(死亡・高度障害)のときや、不慮の事故による身体障害・入院のときに「加入者みんな」から集められた保険料をもとに保険金・給付金が支払われます。

全国トラック事業グループ保険は「相互扶助」を理念としている助け合いの制度ですから、より多くの会員、組合員の加入が必要となります。



いざという時の為にみんなで輪になろう



誰かに万一のことがあったらみんなで助け合う

## ONE FOR ALL ALL FOR ONE

(一人がみんなのために、みんなが一人のために助け合っているという制度です。)

特徴  
1

### お手頃な掛金で安心の24時間保障! (業務中も業務外も)

保険金額100万円あたりの保障内容

病気による死亡・所定の高度障害	100万円
不慮の事故による死亡 または所定の感染症による死亡	170万円
不慮の事故による所定の高度障害	170万円
不慮の事故による身体障害 (第2級～第6級)	49万円～7万円
不慮の事故による入院 (5日以上120日限度)	1日につき1,050円

※最高で1,000万円まで加入できます。  
(加入保険金額は年齢により上限が設けられています)

(参考) 保険金額100万円の場合の月額掛金例 (概算)

保険年齢	男性	女性
30歳	278円	233円
40歳	304円	274円
50歳	418円	349円
60歳	677円	475円

※上記掛金は概算です。また、年齢・性別により異なります。  
※保険年齢とは2025年5月1日を基準に満年齢で計算し、  
1年未満の端数については6か月を超えるものは切り上げ、  
6か月以下のは切り捨てます。

特徴  
2

### 従業員のために負担した掛金は全額損金 (必要経費)! 会社の福利厚生制度の充実に!

(法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2)(昭和47年所得税個別通達直審3-7)

※税務取扱については、2025年2月現在の法令・通達・判例に基づいたものであり、将来的に変更されることもあります。

※個別の税務取扱につきましては、税理士または所轄の税務署・国税局にご確認ください。

特徴  
3

### 剰余金は配当金としてお支払い!

1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じたときは配当金として加入者にお支払いします。

直近3年の  
配当金還元率 約 46.4%

2021年度	2022年度	2023年度
約58.0%	約60.1%	約21.2%

※配当金還元率は総払込保険料(制度運営費を含みません)に対する配当金の割合です。

※配当金は変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

特徴  
4

### 無料の「ヘルスケアサポート」サービス!

「全国トラック事業グループ保険」にご加入いただくと「ヘルスケアサポート」サービスを無料でご利用になれます。

オプション

特徴  
5

### 「生活習慣病保障プラン」に加入できます!

<無配当医療保障保険(団体型)>

※「全国トラック事業グループ保険」の加入が前提です。

所定の生活習慣病での入院・手術保障、所定の三大疾病と診断され所定の状態となった場合の一時金保障。

当資料は制度の特徴ならびに配当金について説明しているものです。ご加入の際は必ずパンフレットをご確認のうえお申込みください。

公益社団法人 全日本トラック協会

事務委託 日本貨物運送協同組合連合会

TEL: 03-3355-2035 FAX: 03-3355-2037

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番5

全日本トラック総合会館9階

【引受保険会社】

全国トラック事業グループ保険……大樹生命保険株式会社(事務幹事)

住友生命保険相互会社

生活習慣病保障プラン……大樹生命保険株式会社

全国トラック事業グループ保険

FAX 連絡票

03-3355-2037

—いつでもお申込みが可能です—

※ご希望の項目にチェックをつけてください

詳しく説明を聞きたい

グループ保険

生活習慣病保障プラン

パンフレット（                      部）・申込書（加入検討人数                      人）を送ってほしい

所属先	トラック協会（                      ）	
ご住所 （郵便物送付先）	〒                      -                      -	
会社名		
ご担当者名		時頃 連絡希望
電話番号		
FAX 番号		

特記事項	※連絡事項など、ご記入ください。
------	------------------

※事務局よりご連絡、訪問説明には委託生保の担当がお伺いします。  
※ FAX連絡票により取得する個人情報についてはお申込みいただいた業務の処理、制度案内の送付に利用させていただきます。

お問い合わせ **日本貨物運送協同組合連合会**  
〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5 全日本トラック総合会館9階  
TEL 03-3355-2035 FAX 03-3355-2037

担当：大樹生命保険株式会社 長崎支社  
TEL：095-824-3662

# ながさきデコ活<sup>かつ</sup> やってみよう! ゼロカーボン アクション12

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動

「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」  
8月のテーマは「エネルギーを節約しよう」  
です。ぜひ実践してみてくださいね。

8月の  
テーマ

## 『エネルギーを節約しよう！』 夏の電気をムダなく使おう！

### 合わせ技



エアコンは扇風機との併用などで効果的に使おう

### 整理整頓



冷蔵庫の中は整理して、冷気の流れをよくしよう

### 買い替え



古い家電は省エネタイプに買い替えよう

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課

長崎県 ゼロカーボンアクション12

検索

TEL : 095-895-2512

デコ活  
くらしの中のエコらげ



家庭での  
デコ活で  
知る

# 省エネ 効果は？



## エアコンの使用



夏の冷房温度は 28℃を目安に設定する  
(クールビズ)

節約額：約 940 円

CO<sub>2</sub>削減効果：14.8kg-CO<sub>2</sub>

必要な時だけつける  
冷房を1日1時間短くする(設定温度：28℃)

節約額：約 580 円

CO<sub>2</sub>削減効果：9.2kg-CO<sub>2</sub>

エアコンフィルターを月に1～2回清掃する  
フィルターが目詰りしているエアコン  
(2.2kW) のフィルターを清掃する

節約額：約 990 円

CO<sub>2</sub>削減効果：15.6kg-CO<sub>2</sub>

節約額や CO<sub>2</sub>削減効果は、全て  
「年間」での数値です。

【出典】

資源エネルギー庁  
省エネポータルサイト



## 冷蔵庫の使用



食品を詰め込みすぎない  
詰め込んだ場合と、半分にした場合を  
比べると

節約額：約 1,360 円

CO<sub>2</sub>削減効果：21.4kg-CO<sub>2</sub>

その一方、冷凍庫は……

冷凍庫は詰め込んだ方が良いんです！冷凍庫は詰め込むと保冷力アップ。  
水を入れたペットボトルを凍らせておくと、災害時に解凍して使用でき便利！

開けている時間を短くする  
開けている時間が 20 秒間の場合と、  
10 秒間の場合を比べると

節約額：約 190 円

CO<sub>2</sub>削減効果：3.0kg-CO<sub>2</sub>

## エアコンの取替え

冷暖房兼用・壁  
掛け形・冷房能  
力 2.8kW クラ  
スのエアコンを  
10 年前と比較  
した場合



節約額：約 2,500 円

CO<sub>2</sub>削減効果：37.7kg-CO<sub>2</sub>/台

## 冷蔵庫の取替え

間冷式・定格内  
容 積 451～  
500ℓの冷蔵  
庫を 10 年前と  
比較した場合



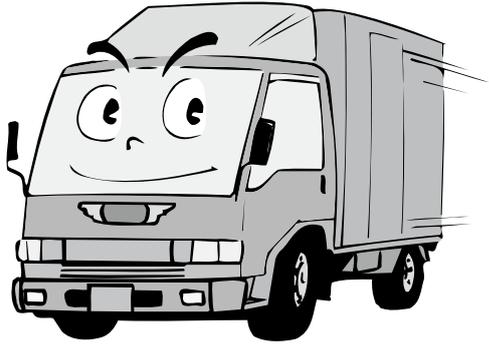
節約額：約 2,200 円

CO<sub>2</sub>削減効果：33.2kg-CO<sub>2</sub>/台

安全を

今日も願って

点呼する



(中部) ホイテクノ物流株  
坂倉 忍

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語優秀賞)



## トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会  
〒851-0131 長崎市松原町2651-3  
TEL 095-838-2281  
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂  
諫早市長野町1007-2  
TEL 0957-22-6000  
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像と創造の力で  
**ISUZU**

**もっと走れる  
明日のために。**

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。  
この意識を徹底し、新たな時代を生み出しました。  
「未来」という数値化できないビジネスにおいて、  
トラックに求められる様々なニーズを。  
先進の装備やテクノロジーで早期に故障、減速し  
より少ない安心を生み出します。  
すぐなら、もっと走れる。いすゞとなら、もっと走れる。  
もっと走れる未来がある。  
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

**GIGA**

**いすゞ自動車九州株式会社**

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1622番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有徳町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-69-0500

**Quon**  
人を想い、先を駆ける。  
Innovation that puts people first.



**UDトックス株式会社**

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342  
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147  
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

**MINO**

日野プロフィア(大型トラック)      日野レンジャー(中型トラック)      日野デュトロ(小型トラック)

**九州日野自動車株式会社**

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東成88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



**三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう**

長崎支店 / 長崎市小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原支店 / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早支店 / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588